

さんかくポイント

紀州路クリーン大作戦'24

【都市整備課】
県下全市町村一斉に「紀州路クリーン大作戦」を行います。道路からごみをなくし、美しい橋本市を維持する取組みです。ぜひ、ご参加ください。

- 日時 8月24日(土) 午前8時～10時
※雨天順延時は8月25日(日)です。
いずれも当日午前7時に態度決定します。
- 集合場所 橋本駅東駐輪場（橋本駅東踏切付近）
- 清掃場所 橋本駅東駐輪場前からサカイキャニングスポーツパーク（橋本市運動公園）までの市道
※汚れてもよい服装、運動靴で参加してください。
ごみ袋・軍手などは受付時にお渡しします。
- ポイント数・付与日 200P・即日
- 参加方法 当日集合場所にお集まりください。
- 問い合わせ 都市整備課 監理保全係 ☎33-6104

普通救命講習

【橋本市消防本部・伊都消防組合消防本部】
市民の皆さんに応急手当の正しい知識と技術を身につけてもらうため、普通救命講習を実施します。
受講者には、普通救命講習修了証を交付します。

- 日時 ①9月7日(土) 午前9時～正午
②9月8日(日) 午前9時30分～午後0時30分
- 場所・定員 ①橋本市消防本部・先着20人
②伊都消防組合消防本部・先着20人
- 申込期間 8月5日(月)～23日(金)
- 費用 無料
- ポイント 詳しくは市ホームページ（右上の二次元コード）をご確認ください。
- 申し込み・問い合わせ
 - 橋本市消防本部 警防課 ☎33-0119
 - 伊都消防組合消防本部 警防課 ☎22-0119



ごみ

ごみステーションへのごみの排出について

【生活環境課】
橋本市では、各家庭からのごみを「ごみステーション」に集積しており、区・自治会などが維持管理をしています。他地区のごみステーションへのごみ出しはその地区にお住まいの人の迷惑となりますので止めましょう。

- また、会社や飲食店など、事業活動に伴って排出される廃棄物を事業系ごみといい、ごみステーションに出すことは禁止されています。ごみステーションは、利用者みんなで使う場所です。各ごみステーションのルールを遵守し、清潔に保持しましょう。
- 問い合わせ 生活環境課 環境企画係 ☎33-3702

台風などの非常時のごみ収集について

【環境美化センター】
台風などの影響により、「警報」が発表された場合または「警報」の発表が予測される場合、市民の皆さんと収集作業員の安全確保の観点から、ごみの収集を中止させていただく場合があります。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

- ごみ収集の中止の判断について 収集日前日午後2時において、収集日当日までの間に「警報」の発表が予測される場合、ごみの収集を中止させていただく場合があります。
なお、中止する場合は、防災行政無線・防災はしもとメールなどでお知らせします。
- ごみ収集日の代替について 中止になった収集日の代替はありませんので、次の収集日にごみを出してください。
ただし、可燃ごみ収集については、次の土曜日に代替収集を行います。
- 問い合わせ 環境美化センター ☎33-1243

広告



猫の譲渡会

里親を探す目的で、猫の譲渡会を開催します。

- 日時 8月24日(土) 午後1時30分～3時30分
- 場所 垣花集会所
- 申し込み・問い合わせ 生活環境課 ☎33-6100

市の農業補助制度をご活用ください

市では、橋本市農業振興条例に基づき、橋本市産農産物の販売促進や害獣・害虫被害対策、農業経営安定化などを支援し、市の農業を積極的に振興していくための補助制度を下記のとおり設けています。補助内容や条件など、詳しくは市ホームページを確認していただくか、お問い合わせください。



農業および農村の振興への補助

- ▶県農産物産地化補助金活用促進事業 和歌山県が実施する「次世代につなぐ果樹産地づくり事業」および「野菜花き産地強化事業」を活用する農業者に対して、市が追加で補助金を交付します。
- ▶経営継承支援事業 国の新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の支援を活用できない、親元農業を継承する農業者などを支援します。

担い手対策への補助

- ▶農業用機械導入支援事業 地域農業の担い手となる認定農業者・認定新規就農者が農業経営の発展に必要な農業用機械の取得を支援することで、生産性の向上・農業経営の安定化を図ります。
- ▶収入保険・果樹共済加入事業 異常気象による自然災害などによる農作物の不作および不測の事故などがあった場合における農業経営の早期再建と安定を図るため、補助金を交付することで共済制度への加入を促進します。
- ▶認定農業者基盤強化事業 認定農業者などが新規で実施する農業用施設・機械の取得に対して、償却資産税相当額の補助金を交付します。令和3年から5年までに新たに取得し、課税されている設備が対象となります。

害獣・害虫対策への補助

- ▶有害鳥獣被害対策事業 農地への侵入防止柵などの設置を支援することで、野生鳥獣による被害の軽減を図ります。
- ▶クビアカツヤカミキリ対策事業 樹木に甚大な被害を及ぼす特定外来生物・クビアカツヤカミキリへの防除対策に補助金を交付することで、被害を未然に防止します。

販路拡大・販売促進への補助

- ▶橋本市農産物等インターネット販売促進事業 オンラインショッピングモールを活用した農産物・加工品の販売にかかる手数料などに対して補助金を交付することで、農業者の販路拡大・販売促進を支援します。
- ▶橋本ふるさと便事業 消費者に販売した農作物・加工品にかかる送料を補助することで、農業者の販路拡大・販売促進を支援します。

その他の補助

- ▶農地集積推進事業 農地中間管理事業で5年以上継続して行う農地の借用を支援して、農地集積を推進します。
- ▶農業用ハウス災害復旧事業 自然災害により被害を受けた農業用ハウスの補修を支援することで、農業生産活動の速やかな再開や被災した農業者の農業経営の安定を図ります。
- ▶令和5年6月豪雨による被災農地及び施設復旧事業 令和5年6月豪雨によって被災した農地や水路・農道の復旧工事を支援します。
※令和5年12月末までに「被災農地及び施設の届出」を提出した農業者が対象です。

補助額など、詳しくは市ホームページ（右の二次元コード）でご覧いただけます。



- 問い合わせ 農林振興課 ☎33-6113